

内部統制システム構築の基本方針

1. 基本方針

当社は、「すべてのお客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値と認識しており、当社のあらゆる活動はこの理念に基づいて実施されねばならない。

その実現の為には、すべての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築・運用していくことが重要である。

そこで、当社は以下の通り、当社及び当社子会社の業務執行に関する体制及び監査に関する体制を当社取締役会において決定し、この体制に基づく活動を通じて、上記理念の実現を図るものとする。

2. 業務執行に関する体制

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法施行規則100条1項4号)

- (1) 当社は監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。
- (2) 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規定」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。監査役は、法令、定款及び「監査役会規定」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。
- (3) また、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則った行動をするための行動規範として、コンプライアンスに関する基本方針及び諸規定を定め、社内に周知し、運用の徹底を図るとともに、これらの方針及び規定に従い、コンプライアンスの状況について定期的に又は随時取締役会に報告する体制を構築し、取締役会はこれを通じた問題点の把握と必要な見直しを行う。
- (4) コンプライアンス上の問題がある事項に関する内部通報窓口を設置・運用する。
- (5) 内部監査室により、当該部署におけるコンプライアンスの状況に関して定期的な監査を行う。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則100条1項1号)

取締役の職務執行に係る文書・記録については、「定款」及び「取締役会規定」によるが、詳細については「文書管理規定」を定め、適切に保存・管理する体制をとる。

取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの情報を閲覧することが出来るものとする。

また、「個人情報保護規定」等の社内規定を定めて情報セキュリティの確保・適正な運用に努める。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制 (会社法施行規則100条1項2号)

- (1) 重要事項については、法令、定款および社内規定等に基づき、取締役会および経営会議その他の当該案件の決定機関にて厳正な審査を行う。

また、社内規定等に基づき、重要事項については、法務担当部署その他の関係部署において事前審査を行い、リスクの把握および顕在化に努める。

- (2) 当社は、リスク管理に関する基本規定(「リスク管理規定」)を制定し、これを当社グループのリスク管理に関する最上位規範として位置づけて、リスク管理事項を分掌する役

員を任命するほか、リスク管理体制の主管部門として、総務担当部署をリスク管理事務局として定めて、リスク管理を推進する。

リスク管理は、当該分野の所管部署が原則として実施するが、リスク管理事務局は、当社グループ全体の横断的な管理を行う。

リスク管理規定の中には、各種事業上のリスクを適切に把握するため、定期的なリスクの洗い直しを行い、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための実施事項を織り込む。

(3) 内部監査室により、当該部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行う。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する為の体制

(会社法施行規則100条1項3号)

(1) 各取締役について、合理的な職務分掌を定めると共に、社内規程等により、各機関、各部署の職務分掌および権限を定める。

(2) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会決議事項の決定を行うと共に定例の執行役員会を毎月1回開催し、業務執行状況の確認等、情報の共有を図る。さらに必要に応じて臨時に取締役会又は執行役員会を開催する。これらにより、迅速な経営判断が出来る体制とする。

また、目標管理を徹底し、取締役会の承認する中長期経営計画、年度計画で定めた職務の遂行状況を四半期毎に取締役会において報告する等によりその実効性を高めるものとする。

(3) 内部監査室により、各部署の職務執行の効率性に関して定期的な監査を行う。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則100条1項5号)

(1) 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規定」を整備し、この規程に則った経営を推進する。また、グローバル展開している会計監査法人を採用することで、会計の適正性を確保するとともにグループ会社間の管理跛行を防止するものとする。

(2) 当社内部監査室により、子会社のコンプライアンス、リスク管理および経営の効率性等について、定期的な監査を行う。

3. 監査に対する体制

1) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則100条2項1号)

監査役より求めがあれば、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を任命することとする。

尚、補助者の任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

- 2) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則100条2項2号)

監査役補助者は専任とし、取締役からの指揮命令に属さないものとする。

- 3) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則100条2項3号)

取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合、その内容を速やかに監査役に報告する体制とする。

また、日常的に発生する報告書、稟議書等の回覧先には監査役を加え、監査役に対し情報を提供する。

- 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則100条2項4号)

監査役は、取締役会、執行役員会はもとより、安全、品質、環境、製造、販売等重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査すると共に、必要に応じて取締役又は使用人に対し、説明を求めることでその実効性を高め、また、監査役が会計監査人、弁護士、その他外部の専門家との会合をもつ等、緊密な連携を図ることが出来る体制とする。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

当社は内部統制(コンプライアンス・リスクマネジメント)の一環として、反社会的勢力の排除には以下のとおり取り組む。

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や安全を脅かす反社会的な活動や勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で臨み、金銭などによる安易な妥協をせず、一切の関係を遮断する。

2) 反社会的勢力排除に向けた措置

当社では、上記の基本的な考え方を「コンプライアンスマニュアル」に明記し、社内外に宣言し、また、反社会的勢力への対応統括部署を総務担当部と定めるとともに、本社・各営業所にそれぞれ不当要求防止責任者を設置して、警察等からの情報収集に努める。

また、反社会的勢力から脅威を受けたり被害を受けるおそれのある場合の対応要領として、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、必要な情報が総務担当部に報告され、被害を防ぐ体制を取る。

以 上